

# 福祉医療機構の医療貸付

## 診療所「新築」可の市町村は、医科65、歯科47

独立行政法人福祉医療機構の「医療貸付事業」。同事業の中の診療所(無床)の新築融資の可否及び増改築の利率は市町村単位の診療所の「過不足数」の判定によって決まる。その基準となる本年度の「診療所数調」が機構によってまとめられ、7月1日から来年

6月30日まで  
適用となっ  
ている。

長野県分  
について右  
の表1に一覧  
掲載した。  
診療所数の  
補正前数は  
本年3月31  
医療貸付の26年度パンフ  
日現在で、人口は毎月人口異動調査に  
基づく本年4月1日推計人口が使われ  
ている。

表1で「基準数」となっているA及びCは各市町村人口に一般診療所が1/1200、歯科診療所が1/2400をそれぞれ

### 表2 医療貸付金利率の「診療所」

償還期間が10年を超える融資制度において、最終期限まで契約時の金利を適用する方法と、契約時から10年ごとに金利を見直す方法のいずれかを選択できる。

(注意点) 10年経過後金利設定見直しを選択の場合は、金利水準によっては、見直し後の利率が見直し前より高くなることがある。固定金利制度と10年経過後金利設定見直し制度のいずれかを選択の場合でも弁済補償金による繰上償還制度の対象となる。

### 固定金利の貸付利率

平成26年7月11日改定

施設の種類	資金の種類	利率
診療所	新築資金	年0.90%
	増改築資金	甲種 年1.40%
	機械購入資金	年1.00%
	長期運転資金	

保証人の免除を希望の場合は、利率に0.2%上乗せ。機械購入資金と長期運転資金は全施設共通

10年経過毎の金利設定見直しの貸  
利率(当初10年) 平成26年7月11日改定

施設の種類	資金の種類	利率
診療所	新築資金	年0.50%
	増改築資金	甲種 年1.00%

保証人の免除を希望の場合は、利率に0.2%上乗せ。

## 26年度委嘱の保険指導医

個別指導の担当者として地方厚生局から委嘱のあった関東信越厚生局長野事務所の26年度の保険指導医の氏名は次の通り(敬称略)。

保険指導医: 井之川孝一、野中隆久、菅生元康(以上医科)、横林敏夫(以上歯科)、いずれも再任。

ほかに保険指導薬剤師、保険指導看護師の委嘱があるが本紙では略した。

なお、同事務所で歯科には常勤の医療指導官がいるが医科は欠員の状態。

乗じて得た数(1未満の端数切り上げ)。「補正後」のB及びDは補正前数から児童・社会福祉施設内の診療所、休日や夜間のみの診療所、コンタクトレンズ販売店内の検眼専門の診療所などを引いた数。B - A及びD - Cで「過不足数」が出される。

### 診療所の不足地域

表1で「過不足数」がマイナスのところ(グレー)が診療所不足地域とされ、表2にある診療所の新築融資が可能で、既存施設の増改築融資の場合は利率の低い甲種の対象となる。

### 診療所の充足地域

一方、表1で「過不足数」が0または正数の地域は診療所充足地域として、新築融資の対象から外れ、融資が可能な既存施設の増改築でも甲種より利率の高い乙種のみとなる。ただし、医科では「診療科による例外」として右下に別枠で記載したように、小児科、外科、整形外科、産婦人科(産科、婦人科)、眼科、耳鼻いんこう科又は皮膚ひ尿器科を中心とする診療科とした場合、所定の計算式で該当科が少なければ、新築融資の対象となる。歯科ではこうした例外はない。

### 新築及び増改築(甲種)で融資可の地域

新築及び増改築甲種の融資が可能な不足地域を医科、歯科別に見ていく。

一般診療所については、77市町村のうち65市町村(84.4%)が診療所不足地域。その内訳は、19市の市部では17市が不足地域(89.5%)で今回、駒ヶ根が不足地域から抜けた。従前は松本市のみだった。郡部では58町村のうち48町村(82.8%)が不足地域。

歯科診療所については、77市町村のうち郡部で「過不足」の一部入れ替わりがあり、昨年より1多い47市町村(61%)が診療所不足地域に該当している。市では19市のうち駒ヶ根・大町・飯山・茅野・千曲・東御の6市(26.3%)が不足地域で変化なし。また郡部では58町村のうち不足地域の数は41町村(70.7%)。

### 現在の融資利率

診療所の現在の融資利率は表2の通り。固定金利の中にある機械購入資金及び長期運転資金は表1の「診療所数調」と関係なく全地域で受けられる。なお、病院の方は医療法に関係した別

### 協会ホームページ

医療の動向、協会の活動・事業など協会ホームページで、各検索サイトで長野県保険医協会で検索下さい。

表1  
診療所の貸付基準となる  
「診療所数調 平成26年度」から

長野県 市町村名	人口	基準数 A	一般診療所		歯科診療所	
			現在数 補正前	過不足数 (B-A)	基準数 C	現在数 補正後 D
長野市	377,187	315	293	251	-64	158
松本市	241,507	202	236	211	9	101
上田市	157,178	131	104	86	-45	66
岡谷市	50,826	43	35	31	-12	22
飯田市	102,448	86	91	77	-9	43
諏訪市	49,968	42	47	38	-4	21
須坂市	51,040	43	44	38	-5	22
小諸市	43,026	36	28	24	-12	18
伊那市	69,075	58	59	52	-6	29
駒ヶ根市	32,651	28	34	28	0	14
中野市	44,319	37	22	24	-13	19
大町市	28,452	24	29	22	-2	12
飯山市	22,015	19	12	12	-7	10
茅野市	55,515	47	40	37	-10	24
塩尻市	67,013	56	39	32	-24	28
千曲市	60,863	51	40	32	-19	26
佐久市	99,469	83	76	52	-31	42
東御市	30,055	26	16	13	-13	13
安曇野市	95,977	80	89	75	-5	40
佐久穂町	11,463	10	5	3	-7	5
小海町	4,813	5	3	2	-3	3
川上村	3,960	4	2	2	-2	2
南牧村	3,119	3	4	3	0	2
南相木村	1,046	1	1	1	0	0
北相木村	815	1	1	1	0	0
軽井沢町	19,471	17	17	14	-3	9
御代田町	15,015	13	6	3	-10	7
立科町	7,405	7	4	2	-5	4
長和町	6,343	6	4	3	-3	3
青木村	4,432	4	2	1	-3	2
下諏訪町	20,786	18	14	11	-7	9
富士見町	14,901	13	8	4	-9	7
原村	7,442	7	4	2	-5	4
辰野町	19,801	17	12	10	-7	9
箕輪町	25,605	22	15	11	-11	11
飯島町	9,445	8	5	4	-4	4
南箕輪村	14,934	13	8	5	-8	7
中川村	4,946	5	2	2	-3	3
宮田村	8,962	8	3	2	-6	4
松川町	13,335	12	7	5	-7	6
高森町	13,145	11	7	6	-5	6
阿南町	5,108	5	5	3	-2	3
阿智村	6,728	6	10	7	1	3
平谷村	520	1	1	1	0	1
根羽村	995	1	1	1	0	1
下條村	4,018	4	3	2	-2	2
壳木村	617	1	1	1	0	1
天龍村	1,456	2	2	1	-1	1
泰阜村	1,775	2	2	1	-1	1
喬木村	6,427	6	3	2	-4	3
豊丘村	6,680	6	2	2	-4	3
大鹿村	1,063	1	3	2	1	1
上松町	4,854	5	4	2	-3	3
南木曽町	4,521	4	2	1	-3	2
木曽町	12,025	11	11	7	-4	6
木祖村	2,971	3	2	1	-2	2
王滝村	876	1	1	1	0	0
大桑村	3,940	4	2	2	-2	2
麻績村	2,825	3	2	1	-2	2
生坂村	1,892	2	1	1	-1	1
山形村	8,397	7	5	4	-3	4
朝日村	4,539	4	1	1	-3	2
筑北村	4,727	4	3	3	-1	2
池田町	10,115	9	7	5	-4	5
松川村	9,922	9	6	6	-3	5
白馬村	8,948	8	9	8	0	4
小谷村	2,980	3	2	2	-1	2
坂城町	15,046	13	9	6	-7	7
小布施町	10,894	10	6	5	-5	5
高山村	7,274	7	4			